

## 様式1

事 業 報 告 書  
(自 令和 3年4月1日 至 令和 4年3月31日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人相馬眼科医院
- ①  財団  社団 ( 出資持分なし  出資持分あり)  
 ②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他  
 ③  基金制度採用  基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 主たる事務所 岡山県岡山市北区中山下二丁目2番13号  
従たる事務所 兵庫県加古川市加古川町篠原町一丁目23番1号
- (3) 設立認可年月日 平成13年3月2日
- (4) 設立登記年月日 平成13年3月13日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	相馬 信和	医療法人相馬眼科医院 診療所管理者
理 事	林田 康宏	医療法人相馬眼科医院 加古川分院 診療所管理者
理 事	相馬 真理	
同	相馬 信	
監 事	高嶋 和子	

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	相馬眼科医院	岡山県岡山市北区下石井一丁目 2番 1号	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 0床]
診療所	相馬眼科医院加古川分院	兵庫県加古川市加古川町篠原町一丁目 23 番 1号	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 0床]

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【     】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【     】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【     】書で記載すること。

(3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3 年 5 月 12 日 令和 3 年度決算の決定の件

令和 4 年 3 月 24 日 第 23 期予算案の件

## 様式2

法人名 医療法人相馬眼科医院

※医療法人整理番号 00772

所在地 岡山市北区中山下二丁目2番13号

### 財産目録

(令和4年3月31日現在)

1. 資産額	70,295千円
2. 負債額	51,065千円
3. 純資産額	19,230千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	51,535
B 固定資産	18,760
C 資産合計 (A+B)	70,295
D 負債合計	51,065
E 純資産 (C-D)	19,230

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))  
建物 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

## 様式3-4

法人名 医療法人 相馬眼科医院

所在地 岡山県岡山市北区中山下二丁目2番13号

※医療法人整理番号 〇〇772

## 貸 借 対 照 表

(令和 4年 3月 31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	51,535	I 流動負債	28,004
II 固定資産	18,760	II 固定負債	23,060
1 有形固定資産	7,447	負債合計	51,064
2 無形固定資産	0	純資産の部	
3 その他の資産	11,313	科目	金額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	9,230
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	19,230
資産合計	70,295	負債・純資産合計	70,295

## 様式4-2

法人名 医療法人 相馬眼科医院

※医療法人整理番号 00772

所在地 岡山県岡山市北区中山下二丁目2番13号

損益計算書  
(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	169,180
2 事業費用	164,122
本来業務事業利益	5,058
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	5,058
II 事業外収益	569
III 事業外費用	117
経常利益	5,510
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純利益	5,510
法人税等	1,153
当期純利益	4,357

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人相馬眼科医院  
理事長 相馬 信和 殿

私（注1）は、医療法人相馬眼科医院の令和4年会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4 年 5 月 20 日  
医療法人相馬眼科医院  
監事  
高嶋 和子

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。